

令和5年第3回神崎町議会臨時会

議事日程(第1号)

令和5年8月3日(木曜日) 午後1時30分開議

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

追加日程 1

追加日程第1 議席の指定

追加日程第2 会議録署名議員の指名

追加日程第3 会期の決定

追加日程第4 副議長の選挙

追加日程第5 常任委員会委員の選任

追加日程第6 議会運営委員会委員の選任

追加日程第7 特別委員会の設置及び委員の選任

追加日程第8 香取広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

追加日程第9 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

追加日程第10 議案第1号 神崎町監査委員の選任につき同意を求めることについて

追加日程 2

追加日程2の第1 議会運営委員会の閉会中の継続調査

追加日程2の第2 議会広報編集特別委員会の閉会中の継続調査

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	池田	孝幸	君	2番	鈴木	司	君
3番	椿	浩一	君	4番	大原	秀雄	君
5番	高柳	智	君	6番	荒井	葉一	君
7番	鈴木	節子	君	8番	石橋	伸一	君
9番	高橋	正剛	君	10番	寶田	久元	君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	椿	等	君	総務課長	廣瀬	裕	君
教育長	小川	泰求	君	町民課長	澤田	達也	君
総務課企画財政担当課長	池上	至人	君	まちづくり課主幹	越川	勝也	君
まちづくり課長	石橋	正彦	君	教育課長	浅野	憲治	君
保健福祉課長	石井	達矢	君				
会計管理者	瀧川	美恵子	君				

職務により出席した者

事務局長	本宮	賢	君	書記	花嶋	三永	君
------	----	---	---	----	----	----	---

○事務局長（本宮 賢君） それでは、一般選挙後、初めての会議でございますので、開会に先立ち、椿町長よりご挨拶をいただきます。

よろしく申し上げます。

○神崎町長（椿 等君） 6月18日に執行されました神崎町議会議員選挙後の初議会を本日招集いたしましたところ、全員のご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

議員の皆様には、町議会議員選挙でのご当選、誠におめでとうございます。またこれからの4年間、私ども町執行部と共に活力あるまちづくりと町民の幸せな日々の生活のために、ご協力、ご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

私自身も、今回の選挙で再選の栄に浴し、改めてその責任の重さを痛感するとともに、身の引き締まる思いであります。

日々、変化する社会情勢の中で、依然として少子高齢化や人口減少、働き手不足など問題がある一方で、町内では圏央道のパーキングエリアやその周辺の整備が進められており、町の活性化の拠点となるものと期待されております。そして、各地区の道路網の整備も着実に進行しているところでございます。

議員の皆様方には、町民の代表として、町民のために共に歩む議会活動をお願い申し上げます。今議会の招集に当たってのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局長（本宮 賢君） ありがとうございます。

ここで、執行部をご紹介させていただきます。

（執行部紹介）

○事務局長（本宮 賢君） それでは、会議に入らせていただきます。本臨時会は、一般選挙後、初めての会議でございますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

ここで、年長の荒井葉一議員をご紹介します。

荒井葉一議員はご登壇ください。

（荒井葉一議員登壇）

○臨時議長（荒井 葉一君） ただ今、紹介されました荒井葉一です。規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

（午後1時35分）

◎開議の宣告

- 臨時議長（荒井 葉一君） ただ今の出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、これより令和5年第3回神崎町議会臨時会を開会いたします。
- 直ちに本日の会議を開きます。
- 本臨時会の議事日程はお手元に配付のとおりです。
-

◎日程第1 仮議席の指定

- 臨時議長（荒井 葉一君） 日程第1 仮議席の指定を行います。
- 仮議席は、ただ今、着席の議席とします。
-

◎日程第2 議長の選挙について

- 臨時議長（荒井 葉一君） 日程第2 議長の選挙を行います。
- 選挙は、投票で行います。
- 議場の出入口を閉めます。
- （議場閉鎖）
- 臨時議長（荒井 葉一君） ただ今の出席議員数は10名です。
- 次に、立会人を指名します。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に1番池田 孝幸議員及び2番 鈴木 司議員を指名します。
- 投票用紙を配付させます。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。
- （投票用紙の配付）
- 臨時議長（荒井 葉一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者の声あり）
- 臨時議長（荒井 葉一君） 配付漏れなしと認めます。
- 投票箱を点検いたします。
- （投票箱の点検）
- 臨時議長（荒井 葉一君） 異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、正面に用意した投票箱に順番に投票してください。なお、投票は正面に向かって右回りをお願いいたします。

(投票)

○臨時議長（荒井 葉一君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者の声あり)

○臨時議長（荒井 葉一君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。池田孝幸議員及び鈴木司議員は、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○臨時議長（荒井 葉一君） 選挙の結果を報告します。投票総数10票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。有効投票10票、無効投票ゼロ。有効投票のうち、高柳智議員10票。以上のおりです。

この選挙の法定得票数は2.5票です。したがって、高柳智議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○臨時議長（荒井 葉一君） ただ今、議長に当選されました高柳智議員が議場におりますので、会議規則第31条第2項の規定により、議長選挙の当選人の告知をします。

高柳智議員、登壇し、ご挨拶をお願いいたします。

○5番（高柳 智君） 私は、このたび皆様のご支持と信託をいただき、議長に就任いたしましたことに心より感謝を申し上げます。

もとより浅学非才ではありますが、この重責を担うことができることに深い謙虚な気持ちでいっぱいです。

議長としての使命は、議会の円滑な運営と公正な討議を保つことです。私は、常に中立的で公正な立場を心がけ、全ての議員の声を尊重し、町民の皆様の利益を第一に考えることをお約束いたします。

そして、議会がより効率的な活動を行うために、議会の改革や透明性の向上にスピード感を持って取り組み、町民の皆様が議会に対してより信頼を寄せられるような組織づくりを進めてまいります。

また、町民の皆様とさらに連携し、町民の声を議場に反映させ、地域の課題に対する解決策を共に考えていくことが私たちの使命であると心から信じています。

何より、これらを達成するには、皆様のご協力が不可欠です。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

最後に、議長としての職責を果たすために全力を尽くし、真摯な姿勢で公務に取り組んでまいります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（荒井 葉一君） ただ今の高柳智議員の挨拶により、議長就任が受諾されましたので、高柳智議員の議長就任が決まりました。

高柳智議長、議長席にお着き願います。

これで臨時議長の職務は全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

（議長交代）

○議長（高柳 智君） それでは、これより議長として会議を進めさせていただきます。

追加の議事日程を配付いたします。

（追加日程配付）

◎追加日程第1 議席の指定

○議長（高柳 智君） 追加日程第1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長により、ただ今、着席のとおり指定いたします。

改めて事務局長より議席番号、氏名を読み上げさせます。

（事務局長朗読）

◎追加日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（高柳 智君） 追加日程第2 会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において、1番 池田 孝幸議員、2番 鈴木 司議員を指名いたします。

◎追加日程第3 会期の決定について

○議長（高柳 智君） 追加日程第3 会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

ここで、暫時休憩といたします。

（午後1時54分）

○議長（高柳 智君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後2時30分）

◎追加日程第4 副議長の選挙について

○議長（高柳 智君） 追加日程第4 副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（高柳 智君） ただ今の出席議員は、10名です。

立会人を指名いたします。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に、3番 椿 浩一議員及び4番 大原 秀雄議員を指名いたします。

それでは、投票用紙を配付いたします。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票票用紙配付）

○議長（高柳 智君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（高柳 智君） 異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。なお、投票は、正面に向かって右回りをお願いいたしま

す。

(投票)

○議長（高柳 智君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長（高柳 智君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。3番 椿 浩一議員及び4番 大原 秀雄議員、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長（高柳 智君） 選挙の結果を報告いたします。投票総数10票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。有効投票10票、無効投票0票。有効投票のうち、大原秀雄議員、10票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2.5票です。したがって、大原秀雄議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○議長（高柳 智君） ただ今、副議長に当選された大原秀雄議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、副議長選挙の当選人の告知をいたします。

大原秀雄議員、登壇し、ご挨拶をお願いいたします。

○4番（大原 秀雄君） 皆さん、ただ今の副議長選挙で皆様方の信任を得ることができました大原でございます。

私は、もう皆さんご存じかと思いますが、先月まで議長という職に就いておりました。また今日の選挙において副議長というのが、ちょっと考えますと、議長から副議長というのは降格じゃないかみたいな感覚がありますが、基本的には皆様方の推薦を得て、私もこの副議長に立候補するということになったわけですが、よく考えてみれば、議長をやっていたからこそ、議長の補佐ができると。ついこの間までいろいろな会議にも出させていただきました。そういう中で、新しい議長が先ほど誕生いたしました。その議長の少しでもバックアップすることが、私にとってのまず1つの使命なんだろうと、こう思っております。

また、いろいろこれから議長がやろうとしている改革やそういうものを補佐しながら、やはり町のために何ができるか、あるいは何をしなければいけないかということをおなりに考えて、副議長の職を全うしたいと思っております。

2年間ではございますが、副議長としてやらせていただきますので、よろしくお願

いたします。

- 議長（高柳 智君） ただ今の大原秀雄議員の挨拶により、副議長就任が受諾されましたので、大原秀雄議員の副議長就任が決まりました。
-

◎追加日程第5 常任委員会委員の選任

- 議長（高柳 智君） 追加日程第5 常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任については、議会委員会条例第5条の規定により、議長において、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

- 議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって常任委員会委員については、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

改めて、事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

◎日程第6 議会運営委員会委員の選任

- 議長（高柳 智君） 追加日程第6 議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、議会委員会条例第5条の規定により、議長において、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

- 議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって議会運営委員会委員については、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

改めて、事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

◎追加日程第7 特別委員会の設置及び委員の選任

○議長（高柳 智君） 追加日程第7 特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたします。

神崎町議会では、町民に開かれた議会、親しまれる議会とするため、平成2年より「議会だより」を発行しております。

については、神崎町議会委員会条例第4条に基づき、6人の委員で構成する議会広報編集特別委員会を設置し、「議会だより」の企画・編集を行うこととし、期間は、令和9年7月31日までとしたいが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって議会広報編集特別委員会を設置し、委員の人数を6人、期間は令和9年7月31日までと決定いたします。

委員の選任については、議長において、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって議会広報編集特別委員会委員については、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

改めて、事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

◎追加日程第8 香取市町村圏事務組合議会議員の選挙

○議長（高柳 智君） 追加日程第8 香取広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、香取広域市町村圏事務組合議会議員に、高橋正剛議員を指名いたします。お諮りいたします。ただ今、議長が指名した高橋正剛議員を香取広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、高橋正剛議員が香取広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

当選された高橋正剛議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。

高橋正剛議員、登壇し、ご挨拶をお願いいたします。

○9番（高橋 正剛君） 9番 高橋でございます。今般の香取広域市町村圏事務組合議会議員の選挙に当たり、議員皆様方の指名推選、いただきまして、当選させていただきました。誠にありがとうございます。

香取市町村圏事務組合、私は6期目で初めての議員でございます。20年間の経験を生かして、香取広域市町村圏事務組合のお仕事を全うしたいと思いますので、皆様方のご協力を、よろしくお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（高柳 智君） ただ今の高橋正剛議員の挨拶により、香取広域市町村圏事務組合議会議員の就任が受諾されましたので、高橋正剛議員の就任が決まりました。

◎追加日程第9 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（高柳 智君） 追加日程第9 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

すが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(高柳 智君) 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に、石橋伸一議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今、議長が指名した石橋伸一議員を千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(高柳 智君) 異議なしと認めます。よって、石橋伸一議員が千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

当選された石橋伸一議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

石橋伸一議員、登壇し、ご挨拶をお願いいたします。

○8番(石橋 伸一君) 8番 石橋伸一でございます。ただ今、議長より指名され、議員の皆様より承認されました千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員となりましたので、皆様、よろしく願いいたします。

今、後期高齢の医療費が、神崎町は結構高いところにおります。その辺のところをこれから勉強していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長(高柳 智君) ただ今の石橋伸一議員の挨拶により、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の就任が受諾されましたので、石橋伸一議員の就任が決まりました。

◎追加日程第10 議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長(高柳 智君) 追加日程第10 議案第1号 神崎町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、荒井葉一議員の退席を求めます。

(6番 荒井 葉一議員退出)

○議長(高柳 智君) それでは、議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(高柳 智君) 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長(椿 等君) 議案第1号 神崎町監査委員の選任につき同意を求めること

についての提案理由を申し上げます。

監査委員の選任については、地方自治法第196条第1項の規定により、識見を有する者及び議会議員のうちから、議会の同意を得て選任するものとなっておりますが、現在、議会選出による委員が欠員となっているところであります。

本案は、このたびの議会議員の改選に伴いまして、荒井葉一氏を監査委員に選任したく同意を求めるものでございます。

荒井氏、町議会議員の選任委員として、町会計及び予算の執行に關して的確な監査をしていただけるものと思っております。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） お諮りいたします。人事案件でありますので、質疑を終結し、討論を省略して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって追加日程第10 議案第1号 神崎町監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案に同意する方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高柳 智君） 起立全員。よって本案は同意されました。

荒井葉一議員の除斥を解きます。

（6番 荒井 葉一議員入場、着席）

○議長（高柳 智君） ただ今、神崎町監査委員に選任同意されました荒井葉一議員、登壇し、ご挨拶をお願いいたします。

○6番（荒井 葉一君） 荒井葉一です。神崎町監査委員に選任されました。

よろしくをお願いいたします。

○議長（高柳 智君） ここで暫時休憩といたします。

（午後2時50分）

○議長（高柳 智君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後3時34分）

○議長（高柳 智君） ここで、休憩中に開かれました各常任委員会、議会運営委員会及び議会広報編集特別委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果の報告

がありました。正副委員長は、お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

事務局長に朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(高柳 智君) 先ほど、議会運営委員会委員長及び議会広報編集特別委員会委員長より、閉会中の継続調査申出書の提出がありました。

よって、追加日程2の第1及び第2として日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(高柳 智君) 異議なしと認めます。

追加日程2を配付させます。

(追加日程2配付)

◎追加日程2の第1 議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長(高柳 智君) 追加日程2の第1 議会運営委員会の閉会中の継続調査を議題といたします。

お手元に配付した申出書のとおり、議会運営委員会委員長より、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(高柳 智君) 異議なしと認めます。よって委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎追加日程2の第2 議会広報編集特別委員会の閉会中の継続調査

○議長(高柳 智君) 追加日程2の第2 議会広報編集特別委員会の閉会中の継続調査を議題といたします。

お手元に配付した申出書のとおり、議会広報編集特別委員会委員長より、閉会中の

継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（高柳 智君） 以上で本臨時会に付議されました事件の審議は全て終了いたしました。

ここで、椿町長より発言を求められておりますので、これを許します。

椿町長。

○神崎町長（椿 等君） ただ今、議長のお許しをいただきましたので、神崎町長として2期目のスタートに当たり、所信の一端を述べさせていただきます。

今回の町長選挙におきまして、議員各位並びに町民の皆様の温かいご支援をいただき、引き続き町政を担わせていただくこととなりました。改めて、課せられた使命と責任の重さを実感し、皆様の期待に応えるべく、粉骨砕身の思いで町政運営に当たり、その職責を全うしていく所存であります。

現在の社会情勢は、様々な制約や制限を伴ったコロナ禍から、ウイズコロナ、アフターコロナへの新しい日々の生活に変化する中、エネルギー・原材料価格の上昇や円安により、食料品や生活必需品など物価の高騰が続いており、日常生活に多大な影響を及ぼしています。

また、少子高齢化や人口減少、働き手不足の問題、近年多発する線状降水帯による大雨や大型台風の到来などに対する防災対策、加えて、国の進めるデジタル社会や脱炭素化、SDGsへの取組など、課題が山積されております。

神崎町としても、これらの課題を、国・県を含めた関係機関・団体と共有し、連携しながら、町民の皆さんと共に明るく活力あるまちづくりを進めてまいります。

そのために、まちづくりのコンセプト、「生き生きワクワク 人も発酵するまち神崎」、これを引き続き掲げ、その実現に向け、全ての分野を成長させるべく町政を推進してまいります。

まず1つ目に、全ての世代に優しい福祉施策の充実として、高齢者や障害を持った方への支援に、買い物や通院に必要な交通手段として、福祉タクシー事業のさらなる充実を図ってまいります。また、子どもを産み、安心して育てていける町を目指して、子育て世代に寄り添った形で、子育て支援センターどんぐりの森の拡充を進め、全ての世代が健康で明るい生活を守るためにも、医療機関の誘致を検討してまいります。

2つ目に、ハイウエーオアシス、神崎インターチェンジ周辺開発整備の実現に取り組みます。町のシンボルとして、町のイメージの向上のため、圏央道パーキングエリアと直結した道の駅施設の改修事業を、デジタル田園都市構想交付金などを活用し、進めてまいります。各種のアンケート調査でも要望が多かった、広々とした公園などを併せ持つハイウエーオアシスの実現に取り組んでまいります。

3つ目に、発酵の里づくりを進めてまいります。「発酵」をキーワードに情報発信を行いつつ、体験・学習施設の整備を検討してまいります。発酵の里こうぎきのブランド力の向上により、町民が誇りを持てる町づくりを進めてまいります。

4つ目に、生活の質を高める環境の充実として、長年の懸案である国道356号線、郡踏切拡幅工事は今年度、着工することになっていますが、千葉県と協議を進め、事業の促進に努めます。また、町道成田神崎線をはじめ、各地区で進めている道路網の整備と公共交通などの充実により、生活の利便性の向上を図ります。そして、町外からの移住を促すために、町の移住・定住支援策をさらにアピールし、活気ある町づくりを進めます。

5つ目に、地域産業の持続的発展支援については、町の基幹産業である水田農業に対して、松崎地区の土地改良事業など農業基盤の整備を図るとともに、先進的なスマート農業の推進とさらなる発展に努めてまいります。加えて、耕作放棄地の有効活用の支援や、担い手農業者や担い手農業団体への支援、特産品の開発を進めてまいります。

6つ目に、緊急時対応の備えを充実いたします。まだ記憶に新しい東日本大震災や、近い将来起こると予想される首都直下型地震の災害や、令和元年、東京湾を縦断し千葉県付近に上陸した房総半島台風の猛烈な風と雨による被害は、住民生活や農林業に大きな被害をもたらしました。こうした災害への対応として、災害危険箇所の再点検と対策を実施し、緊急避難施設の備品等をさらに充実し、不安の解消と施設でのプライバシーや安全性の確保を図ります。また、個別避難計画についても、地域や関係機関と連携し、策定を進めてまいります。

7つ目に、教育のまち神崎の推進として、保護者の声を聞きながら教育問題を考え

てまいります。学校給食の無償化を継続してまいります。生涯学習イベントの促進により、保護者世代にも郷土愛の醸成を図ってまいります。発酵マラソン大会の公認ロードレース化を目指すほか、河川敷多目的広場の整備・利活用を推進いたします。

今、申し上げました施策を進めるに当たり、忘れてならない町の財政状況についてであります。9月議会に審議をいただく令和4年度の決算状況については、私が就任した令和元年度末と比較し、積立金現在高は6億2,600万円増の22億500万円、町の借金である町債残高は3億6,800万円減の16億7,900万円となる見込みであります。

令和4年度においても健全財政を維持しており、今後も、道の駅改修等の大規模事業を執行しつつ、行政サービスの向上に向けた財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、所信の一端を申し上げましたが、これ以外の事業にも全て全力で取り組み、「すべては町のために、すべては町民のために」、この基本理念に基づき、町民の一人一人の声を大切に、皆様の幸せと町の発展に尽くしてまいります。

議員の皆様におかれましては、引き続きご理解とご協力を賜りますよう再度お願い申し上げます、挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長（高柳 智君） お諮りいたします。これにて本臨時会を閉会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。

よって、令和5年第3回神崎町議会臨時会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

（午後3時47分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員